

岐阜県恵那総合庁舎広告掲出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岐阜県恵那総合庁舎に広告（第3条第1項に規定する広告の掲出場所以外の場所に掲出を許可された広告を除く。以下同じ。）を掲出するのに必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 広告の掲出は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）に広告媒体を提供することにより、岐阜県（以下「県」という。）の新たな財源確保を行い、もって県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（広告掲出場所等）

第3条 広告の掲出場所、規格等については、あらかじめ所管する総務部長と協議の上、恵那県事務所長が別に定める。

2 広告の掲出場所を屋外（建物の外壁を含む。）に定めようとする場合は、岐阜県屋外広告物条例（昭和39年岐阜県条例第47号）等の規定に違反していないことを確認の上定めなければならない。

（広告掲出の対象）

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、掲出の対象としない。なお、広告の掲出中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業その他の営業に該当するもの
- （2）貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- （3）岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領及び岐阜県森林整備業務請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止を受けているもの並びに岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止を受けているもの
- （4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次のアからケまでのいずれかに該当するもの

ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあって

はその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)

ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等

エ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められる個人又は法人等

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等

カ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等

キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められる個人又は法人等

ケ ウからクまでのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし(クに該当する場合を除く。)、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等

(5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(6) 調査会社、探偵事務所等に関するもの

(7) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引、同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引その他これらに類する取引に関するもの

(8) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第11条に規定する前払式割賦販売その他これに類する営業(経済産業大臣の許可を受けたものを除く。)に関するもの

(9) 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの

(10) 行政庁から営業停止その他の不利益処分を受けているもの

(11) 行政機関等からの指導による改善がなされていないもの

(12) 県税を滞納しているもの

(13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないと認められるもの

2 広告の内容は、県行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるときは、広告掲出の対象としない。

(1) 法令、条例、規則、通達等に違反するもの

(2) 公序良俗に反しているもの又は青少年の健全な育成を阻害するもの

- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性や宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
- (10) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないもの

3 前項各号に掲げる内容に係る基準（以下「広告取扱基準」という。）は、恵那県事務所長が別に定める。

（広告を掲出する期間）

第5条 広告を掲出する期間は、1か月を単位として、広告掲出の申込みのあった期間とする。

（広告掲出料等）

第6条 広告掲出料は、恵那県事務所長が別に定める。

2 広告主は、知事の発する納入通知書により、指定期日までに広告掲出料を納入しなければならない。

（広告掲出希望者の募集）

第7条 広告の掲出を希望する者（以下「広告掲出希望者」という。）の募集は、募集の条件等を明示した募集要領（以下「募集要領」という。）を定め、県の公式ウェブサイト等に掲載することにより公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

（広告掲出の申込み）

第8条 広告掲出希望者は、広告掲出申込書（第1号様式）により、恵那県事務所長に申し込まなければならない。

2 恵那県事務所長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要があると認めるときは、広告掲出希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

（広告主の選定及び通知）

第9条 恵那県事務所長は、広告掲出希望者から前条第1項の規定による申込みがあったときは、当該広告掲出希望者及び広告の内容について、第4条の規定に該当するかどうかを審査した上で、広告主を選定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果選定された広告主の数が広告枠数を超える場合は、県内に事務所

等を有する者を優先して選定するものとする。この場合において、同順位の広告掲載希望者が複数あるときは、申込みに係る掲出希望枠数及び掲出希望の延べ月数が多い者を優先して選定することができる。

- 3 前項の規定により選定した広告主の数がなお広告枠数を超える場合は、抽選により選定するものとする。
- 4 恵那県事務所長は、前3項の規定により選定した広告主に対し、第2号様式により広告掲出の決定を通知するものとする。

(広告審査会)

- 第10条 前条第1項の規定による審査を行うため、岐阜県恵那総合庁舎広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設置し、その事務局を恵那県事務所振興防災課に置く。
- 2 広告審査会の委員長は恵那県事務所長を、委員は振興防災課長、出納課長、環境課長及び福祉課長をもって充てる。
 - 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、振興防災課長がその職務を代理する。

(会議)

- 第11条 広告審査会は、広告の掲出の可否について疑義が生じる等、委員長が必要と認めたときに委員長が招集する。
- 2 広告審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
 - 3 広告審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。
 - 5 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により会議を開催することができないと認めるときは、書類の回議をもって会議の開催に代えることができる。

(契約の締結)

- 第12条 恵那県事務所長は、第9条第4項の規定により広告掲出の決定を通知したときは、第3号様式により広告主と広告掲出に係る契約を締結するものとする。

(契約の更新)

- 第13条 前条の契約は、県及び広告主の合意により、1年間に限り更新することができるものとする。

(広告の提出及び確認)

- 第14条 広告主は、第9条第4項の規定による通知において定めた提出期限までに広告を提出しなければならない。
- 2 広告の作成等に係る経費は、広告主が負担するものとする。

- 3 恵那県事務所長は、第1項の規定による広告の提出があった場合は、広告の内容等が、広告掲出申込書に記載された内容と相違なく、かつ、本要綱及び募集要領に適合していることを確認しなければならない。
- 4 恵那県事務所長は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等が適切でないと認めるときは、広告主に対し修正等を求めることができ、広告主は、これに応じなければならない。広告の掲出後においても同様とする。

(広告の変更)

- 第15条 広告主は、広告掲出期間が複数月の場合は、当該広告の内容を、原則として、1か月単位で変更することができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、県にあらかじめ協議の上、広告の内容を変更しようとする月の掲出開始日から起算して10日前までに、広告を提出しなければならない。
 - 3 前項の規定により提出された広告の内容の確認等については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(契約の解除等)

- 第16条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出期間中であっても広告主への催告等を行わずに契約を解除し、又は広告の掲出を一時中止することができる。
- (1) 指定する期日までに掲出する広告の提出がないとき。
 - (2) 広告主が県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (3) 広告主が社会的信用を損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲出する必要がなくなったとき。
 - (5) 広告主が書面により掲出の取下げを申し出たとき。
 - (6) 広告主が指定する期日までに広告掲出料を納入しなかったとき。
 - (7) 広告主が第14条第4項の規定による修正等の求めに応じないとき。
 - (8) 広告主又は広告の内容等が本要綱、広告取扱基準又は募集要領に抵触する事実が判明したとき。
 - (9) 県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 県は、前項の規定による契約の解除又は広告掲出の一時停止（以下「契約の解除等」という。）をしたときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
 - 3 県は、契約の解除等により広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(広告主からの解除の申出)

- 第17条 広告主は、自己の都合により契約を解除するときは、書面により県に申し出なければならない。

- 2 県は、前項の規定による申出があったときは、直ちに、掲出した広告を撤去し、契約を解除するものとする。

(広告掲出料の返還)

第18条 既に納付した広告掲出料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲出しなかったときは、その全部又は一部を返還することができる。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、エレベーターの壁面を媒体とする広告について、県が平日の開庁日においてエレベーターの運営を一時停止した場合であって、その理由が次の各号のいずれかであるとき（一時停止の期間が1か月につき2日以内の場合に限る。）は、その広告掲出料を返還しないものとする。

(1) 機器の保守又は工事

(2) 天災、事変その他の非常事態の発生

- 3 返還する広告掲出料については、掲出しなかった日数に応じて日割計算により算出し、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 4 返還する広告掲出料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第20条 本要綱、広告取扱基準及び募集要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第21条 この要綱に定める広告掲出に関する訴訟については、岐阜地方裁判所を第1審の裁判所とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。